

福井県報

第 2437 号
平成 25 年
6 月 14 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告 示

— 目 次 —

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定（三四七・障害福祉課）……………一
- 救急業務に係る医療機関の認定（四八・二州保健所）……………一
- 母子保健法の規定による養育医療を担当させる機関の指定（三四九・健康増進課）……………二

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（地域医療課）……………二
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（商業振興・金融課）……………三
- 土地改良区の役員の退任（三件・丹南農林総合事務所）……………四
- 土地改良区の役員の就任（四件・同）……………四
- 平成二十五年度屋外広告物等講習会の開催（都市計画課）……………五

告 示

福井県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年6月14日

福井県知事 西川 一誠

訪問看護ステーション

名 称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	住 所	担当する自立支援医療の種類	指定日
医療法人林病院 訪問看護ステーション府中10	越前市府中1丁目4-10	医療法人林病院	理事長 林 はるみ	越前市府中1丁目5-7	精神通院医療	25.6.1

福井県告示第348号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年6月14日

福井県知事 西川 一誠

1 区分 救急病院

2 名称 泉ヶ丘病院

- 3 所在地 敦賀市中81号岩ヶ鼻1番11
- 4 認定年月日 平成25年6月17日
- 5 認定の有効期限 平成28年6月16日

福井県告示第349号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による養育医療を担当させる機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年6月14日
福井県知事 西川 一誠
名称 エンゼル調剤薬局 鯖江店
所在地 鯖江市旭町1丁目9-17-1
開設者 福井市和田中3丁目111
株式会社エイチアソシエート
代表取締役 平野 洋一
指定年月日 平成25年6月4日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

- 平成25年6月14日
福井県知事 西川 一誠
- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称と数量
- 移動式ホールボディアウインタ 1式
- ア ホールボディアウインタ 1式
（機器構成）
- ・ 本体 1台
・ 付属品 1式
（付属品内訳）
- ・ トランスフーマントム

- 1式
- ・ 20ml混合ガンマ線効率校正線源 1式
- ・ Q Aチェック線源 1式

イ 車両 1台

- (2) 調達をする物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

- (3) 納入期限
平成26年3月28日（金）

- (4) 納入場所
県が指定する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 仕様書に定める性能を満足する機器を納入できる技術力を有していること。

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員また

はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加

資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加を希望する者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間
公告日から平成25年7月5日（金）17時まで

- (2) 申請書等の提出方法

- ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期限内に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
持参または郵送すること。（郵送す

る場合は簡易書留郵便とする。)		平成25年7月26日(金) 10時		害賠償の責めを負わない。		products to be purchased	
ウ 提出先	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県健康福祉部地域医療課	(4) 開札場所	福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県健康福祉部地域医療課	10 その他		A mobile whole-body counter.	
(3) 資格の確認の通知	資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。	7 入札の方法	落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨	日本語および日本国通貨とする。	limit for the submission of tenders 16:00 pm, July 25, 2013)	
5 入札説明書等の交付等に関する事項				(2) 入札保証金および契約保証金	福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。	(3) Deadline for delivery March 28, 2014	
(1) 入札説明書等の交付場所および契約条項を示す場所	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県健康福祉部地域医療課			(3) 入札の無効	福井県財務規則第151条の規定による。	(4) The place for Contact for notice Regional Health Services Division, Department of Health and Welfare, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui 910-8580 Japan TEL 0776-20-0346	
(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先	〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県健康福祉部地域医療課 電話 0776-20-0346	8 落札者の決定に関する事項	この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。	(4) 契約書作成の要否	要		
		9 議会の議決	(1) この入札に係る物品の購入が、議会の決議に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年福井県条例第1号)第3条に規定する財産の取得に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の決議を経たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。	(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。	なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。	
(3) 入札説明書等の交付期間	公告日から					平成25年6月14日	
(4) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。		(2) 仮契約の締結後議会の決議までの間に、仮契約を締結した業者がこの入札に係る物品の購入契約以外に県の物品の製造の請負または物品の買入れ、修繕等の契約に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、当該仮契約の解除につき一切の損				福井県知事 西川 一誠	
6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時						1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハーツ志比口店 福井市志比口二丁目1106番 外31筆	
(1) 入札書の提出方法	4(2)と同様とする。					2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 福井県民生活協同組合	
(2) 入札書の提出期間	平成25年7月24日(水) 8時30分から平成25年7月25日(木) 16時まで						
(3) 開札日時							

理事長 竹生 正人 福井市開発町第2号1番地の1 変更しようとする事項 3 駐車場の位置及び収容台数 (1) 駐車場の位置及び収容台数 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4 変更する年月日 平成25年6月4日 5 変更する理由 駐車場2を除外し、それに伴い当該駐車場の出入口2箇所と駐車場利用時間を変更するため。 6 届出のあった日 平成25年6月3日 7 届出の縦覧場所 (1) 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課 (2) 福井市大手三丁目10番1号 福井市商工労働部商工振興課 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間 公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで 9 意見書の提出先 福井市大手三丁目17番1号 福井県産業労働部商業振興・金融課	役員名 氏 名 住 所 理 事 埴田 治男 鯖江市上河端町36-28-1 〃 佐々木 悟 鯖江市上河端町39-45 〃 中村 治郎吉 鯖江市上河端町40-80 〃 熊野 高士 鯖江市上河端町48-1 〃 吉村 光二 鯖江市上河端町49-36 〃 笠嶋 巖 鯖江市下河端町57-40 〃 佐々木 敏幸 鯖江市下河端町68-62 〃 福嶋 正隆 鯖江市下河端町59-23 〃 小澤 正信 鯖江市下河端町66-65 〃 福嶋 信次 鯖江市下河端町70-19 〃 福嶋 賢二 鯖江市下河端町69-7 〃 古村 正史 鯖江市下河端町71-7 〃 吉村 正信 鯖江市上河端町16-32 〃 中村 興 鯖江市上河端町22-9 監 事 清水 弘 鯖江市上河端町49-18 〃 田上 悟 鯖江市下河端町68-26 〃 中村 秀雄 鯖江市上河端町22-27	〃 熊野 隆光 鯖江市大野町29-24 〃 竹内 与三松 鯖江市大野町29-108 〃 黒田 正知 鯖江市別所町30-39 〃 小島 守夫 鯖江市別所町30-54 監 事 松塚 幸夫 鯖江市大正寺町11-9 〃 直井 一好 鯖江市南井町3-11 〃 杉本 敏行 鯖江市別所町33-11	南条土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年5月16日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成25年6月14日 福井県知事 西川 一誠	役員名 氏 名 住 所 理 事 高木 義雄 南条郡南越前町清水8-15 〃 山本 克彦 南条郡南越前町辨物御2-3 〃 山口 努 南条郡南越前町奥野々31-13 〃 加藤 滋和 南条郡南越前町東大道27-9 〃 加藤 伊平 南条郡南越前町西大道8-10 〃 山本 久和 南条郡南越前町東谷24-23 〃 谷川 武司 南条郡南越前町清水13-2 〃 今村 文憲 南条郡南越前町脇本14-39 〃 嶋崎 喜一 南条郡南越前町嶋12-10 〃 西川 治夫 南条郡南越前町上平吹38-22 〃 宮地 清作 南条郡南越前町牧谷48-6 〃 桂川 静雄 南条郡南越前町牧谷66-2-1 〃 井上 寿彦 南条郡南越前町上野65-22 〃 岩端 猛志 南条郡南越前町堂宮15-32 〃 岩苔 和実 南条郡南越前町中々屋19-14 〃 兵江 琢雄 南条郡南越前町阿久和65-33 〃 勝見弥五兵衛 南条郡南越前町鯖波23-20 〃 笛吹 巧 南条郡南越前町上別所4-123 〃 大塚喜登治 南条郡南越前町関ヶ鼻11-15 〃 丸岡 武視 南条郡南越前町湯尾19-3-23 〃 堀井 武司 南条郡南越前町湯尾19-3-23	鯖江片上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成25年6月14日 福井県知事 西川 一誠	鯖江片上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。 平成25年6月14日 福井県知事 西川 一誠
---	---	--	---	--	---	---

役員名	氏名	住所	役員名	氏名	住所
理事	松塚 幸夫	鯖江市大正寺町11-9	井上 寿彦	南条郡南越前町上野65-22	福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）第38条第1項の規定に基づき、屋外広告物等講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）第31条第2項の規定により、次のとおり公示する。
〃	東 哲雄	鯖江市南井町5-24	〃 岩端 猛志	南条郡南越前町堂宮15-32	平成25年6月14日
〃	山本 敏雄	鯖江市南井町6-22	〃 岩 菩 和実	南条郡南越前町金相10-10	福井県知事 西川 一誠
〃	前田 栄司	鯖江市四方谷町1-1	〃 兵江 啄雄	南条郡南越前町中小屋79-14	福井県知事 西川 一誠
〃	前田 繁	鯖江市四方谷町2-41-1	〃 勝見弥五兵衛	南条郡南越前町阿久和65-33	講習会の日時および場所
〃	佐々木 哲郎	鯖江市四方谷町4-3	〃 笛吹 巧	南条郡南越前町鯖波23-20	1 講習会の日時および場所
〃	稲崎 長	鯖江市四方谷町5-44	〃 山口 努	南条郡南越前町奥野々31-13	(1) 日時
〃	柏崎 浩	鯖江市大野町8-12	〃 井上 昇	南条郡南越前町上別所2-36	平成25年7月18日（木）および同月19日（金）の午前10時から午後5
〃	山口 義法	鯖江市大野町9-10	〃 澤崎 輝男	南条郡南越前町関ヶ鼻13-21	
〃	熊野 佐治平	鯖江市大野町22-1	〃 森下 義信	南条郡南越前町湯尾56-4	
〃	柴原 義孝	鯖江市大野町29-5	監 事 高木 正義	南条郡南越前町清水8-15	
〃	熊野 隆光	鯖江市大野町29-24	〃 澤本 武範	南条郡南越前町上野24-10	
〃	小島 昇弘	鯖江市別所町29-19	〃 谷崎 潤一	南条郡南越前町関ヶ鼻13-2	
〃	小島 守夫	鯖江市別所町30-54			
監 事	松塚 博典	鯖江市大正寺町13-92	鯖江下新庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月29日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。		
〃	畑中 一男	鯖江市南井町8-80	平成25年6月14日		
〃	山本 巖	鯖江市別所町32-26-2	福井県知事 西川 一誠		
南条土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成25年5月17日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。			役員名	氏名	住所
平成25年6月14日			監 事	奥田 俊雄	鯖江市五郎丸町16-25
福井県知事 西川 一誠					
役員名	氏名	住所	福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）第38条第1項の規定に基づき、屋外広告物等講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、福井県屋外広告物条例施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下「規則」という。）第31条第2項の規定により、次のとおり公示する。		
理 事	加藤 滋和	南条郡南越前町東大道27-9	福井県知事 西川 一誠		
〃	加藤 伊平	南条郡南越前町西大道8-10	講習会の日時および場所		
〃	山本 久和	南条郡南越前町東谷24-23	1 講習会の日時および場所		
〃	谷川 武司	南条郡南越前町清水13-2	(1) 日時		
〃	今村 政治	南条郡南越前町脇本17-36	平成25年7月18日（木）および同月19日（金）の午前10時から午後5		
〃	嶋崎 俊男	南条郡南越前町鳴11-31			
〃	佐治 一治	南条郡南越前町上平吹39-56			
〃	山本 克彦	南条郡南越前町鯖物師24-3			
〃	宮地 清作	南条郡南越前町牧合48-6			
〃	桂川 静雄	南条郡南越前町牧谷66-21			

時まで（受付時間は、それぞれ午前9時20分から）

(2) 場所

福井市大手二丁目2番28号
福井県教育センター4階 403、404会議室

2 対象者

屋外広告業の経営者および従事者、屋外広告業を営もうとする者ならびに屋外広告物の管理者および管理者になろうとする者

3 定員

60名

4 講習課程

(1) 屋外広告物等関係法令

(2) 屋外広告物の表示方法

(3) 屋外広告物を掲出する物件の設置方法

5 規則第32条第2項の規定に基づく講習課程の一部免除

次の各号のいずれかに該当する者については、4の講習課程のうち3屋外広告物を掲出する物件の設置方法を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（免許職種が帆布製品科であるものに限る。）を有する者または同法第22条（第26条の2において準用する場合を含む。）の修了証書（訓練科が帆布製品製造科であるものに限る

。）の交付を受けた者

6 申込方法

屋外広告物等講習会受講申込書に必要事項を記入し、福井県証紙（3,500円に相当するもの）をはり付け、郵送すること。

7 申込書の受付期間

平成25年6月17日（月）から同年7月10日（水）まで（同日までの消印のあるもの限り、受け付けれる。なお、定員になり次第受け付けを締め切る。）

8 申込書の配布場所

福井県土木部都市計画課および福井県内の市町の屋外広告物担当課

9 講習会に関する問い合わせ先および受講申込書の送付先

〒910-8580
福井市大手三丁目17番1号
福井県土木部都市計画課
電話 0776-20-0497

平成二十五年六月十四日印
平成二十五年六月十四日発
刷 行
発行人 印刷人
〒九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福井県
〒九一〇―八四三 福井県福井市西開発三丁目七一五 白崎印刷(株)
☎ 六三〇〇